

糸満市立糸満中学校 感染症対策ガイドライン

2020.09.14 ver.3

本ガイドラインは、文部科学省や沖縄県の指針等に基づき、学校の感染防止対策に関する具体的な事項について学校の参考となるように糸満市教育委員会が作成したガイドラインを基に、糸満中学校の学校規模や施設・設備等の状況、生徒の発達段階等を考慮して作成してあります。生徒・保護者の皆様の感染症対策へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。尚、今後も新たな情報や知見、感染状況等に合わせて適宜見直しを行って参ります。

登校前	【持ち物】	ハンカチ・ティッシュ・マスク(予備も含む)・マスクを入れるためのビニール袋や布袋・水筒など ※持ち物は共用しない。 ※個人用の手指消毒液や除菌シートなどを持参してもよい。 ※個人で管理すること。		
	【健康観察】	①朝晩の体温・体調をチェックし健康観察表に記入する。⇒発熱等の風邪の症状がある場合は自宅で休養する。(出席停止) ②家族の健康状態を確認する。⇒同居する家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は自宅で健康観察をする。(出席停止) ※レベル2以上		
	【登校】	●登校時に、校門・校舎入口・教室入口で「マスク着用・健康状態等」の確認を行う。 ①校門・・・必ずマスクを着用して学校内に入る。 ⇒ 校舎入口は、1年：正面玄関西側、2年：正面玄関東側、3年：正面玄関中央 ②校舎入口・・・「マスク・検温・健康観察表を忘れた者」と「体調不良の者」は学年職員に申し出る。 ⇒ 必要に応じて検温等の実施 ③教室入口・・・健康観察表を提出し、検温結果と家族の健康状態を申告する。 ⇒ 健康状態が気になる場合は相談のうえ下校等の対応		
	【手洗い】	●手洗いは、以下の①～⑥の場面で特に意識して行う。(30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。) ※タオルやハンカチは共用しない。 ①外から教室に入るとき ②咳やくしゃみ、鼻をかんだとき ③給食の前 ④掃除の後 ⑤トイレの後 ⑥共有のものに触ったとき ※手指で目・鼻・口などをできるだけ触らない。 ※「接触感染」について理解し、こまめに手洗いをを行う。		
	【咳エチケット】	咳・くしゃみをする際 ⇒ マスクやティッシュ・ハンカチ、袖(そで)、肘(ひじ)の内側などを使って口や鼻をおさえる。 ※基本的にはマスクを着用していれば、咳エチケットを守ることができる。 ※「飛沫感染」について理解し、マスクの着用を心がける。		
	【3密の回避】	①【エアコン未使用時】 常時2方向の窓を同時に開ける。窓のない部屋は常時入り口を開けておくなど十分に換気する。(扇風機等を利用して空気の流れを作る。) ②【エアコン使用時や気温が低い日・風が強い日など】 授業中⇒2方向(対角線上)の窓を10cm程度開ける(扇風機も併用する)。休み時間⇒窓を全開し10分程度の換気を行う。【日直】 ③体育館のような広く天井の高い場所も換気に努める。また、必要に応じて様々な方法で換気を行う。		
	【密閉】の回避 (換気の徹底)			
	【密集】の回避 (身体的距離の確保)	①できるだけ2m程度(最低1m)を目安に、教室内や様々な活動場面で友達や先生との間隔を取るよう心がける。 ※間隔(身体的距離)を十分取ることができない場合は、マスクを着用する。 ②間隔(身体的距離)を十分に取ることができない場合は、全校集会や学年集会は行わない。(間隔がとれて実施する場合も短い時間で行う。) ※地域の感染拡大の実態等にに応じて、身体的距離の確保を優先して分散登校や時差登校などの工夫を行います。 ※市教育委員会等と連携		
	【密接】の場面への対応 (マスクの着用)	●基本的に常時マスクを着用する。(但し、熱中症など命に関わる危険がある場合は熱中症などへの対応を優先させる。) 【一時的にマスクを着用しなくてもよい場合】 ①十分な身体的距離(2m以上)が確保できる場合 ②熱中症など命に関わる危険がある場合 ③暑さなどで息苦しさを覚える場合 ④体育の授業中 など ※暑さで息苦しさを感じたり熱中症の危険を感じたときは、すぐに先生や友達に相談し、マスクを外し呼吸を整えるなどの行動をとる。		
	【トイレ使用】	①トイレは、日頃から窓を開け換気をよくする。【トイレ清掃担当学級】 ②フタのある便器は、フタを閉めて水を流す。 ※トイレの後の手洗いは、30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。 ※タオルやハンカチは共用しない。		
学校生活	【給食】	①給食準備前に配膳台の消毒を行う。【JRC委員会】 ②手洗いを30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。 ※タオルやハンカチは共用しない。 ③「いただきます」の号令の際に、全員が手洗いを済ませているを確認する。【号令担当】 ④机を向かい合わせにした会食や、大声での会話を控える。		
	【清掃】	①清掃中は十分な換気やマスクの着用を心がける。(暑さで息苦しいと感じた時は距離をとってマスクをはずす。) ②清掃時間に消毒を兼ねて行うなどの工夫をする。(消毒は教職員を中心に、または教職員の指導のもと生徒が行う。) ※ドアノブ、手すり、スイッチなど、大勢がよく手を触れる箇所を中心に、1日1回程度消毒する。【清掃当番】 ※清掃後の手洗いは30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。 ※タオルやハンカチは共用しない。		
	【授業】	●感染リスクの高い活動は行わない。 全教科⇒「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」「近距離で一斉に大きな声で話す活動」 理科⇒「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 美術⇒「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 音楽⇒「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」 技術・家庭⇒「生徒同士が近距離で活動する調理実習」 保健体育⇒「密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動」 ※マスク着用は必要なし・間隔を確保する・マスク希望者は着用可 ※プール(水泳)については水中感染のリスクは低いとされるが、密集・密接など様々な感染リスクへの対策が不十分な場合は実施しない。		
	【部活動】	①学校の方針、顧問や部活動指導員等の計画・指導に基づき、生徒の健康・安全面の確保に努めながら、段階的に再開・実施する。 ②練習、ミーティング、部室の使用等の際は「3密」にならないように気を付け、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低くするよう努める。 ③部活動中のマスク着用は必要ないが、密集・接触・向かい合った発声等を極力避けると共に、練習前後のマスク着用・手洗いを徹底する。 ④大会や練習試合などの際は、保護者の協力のもと移動時を含めた感染防止に努め、各競技団体のガイドラインを踏まえ感染防止対策を徹底する。		
	【熱中症対策】	①のどが渇かなくても定期的に水分補給をする。授業中の水分補給も可とする。 ※マナーを守り、水筒の共用はしない。 ②エアコンのある教室等を中心に活動しましょう。 ※換気を忘れず！ ※家庭や学校における毎日の健康観察は、熱中症予防においても有効です。意識して続けましょう。		
	【発熱や風邪症状を確認した場合】	①発熱者等の待機場所の確保(保健室以外の別室を設ける又は保健室内をついた等で区切る) ②当該児童生徒等を安全に帰宅させる。(症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導) ※早退させるまで必ず職員が付き添う。早退後は、換気を十分に行い、消毒等の感染予防策を行う。		
	放課後	【消毒】	①ドアノブ、手すり、スイッチなど、大勢が手を触れる箇所を中心に1日1回程度行う。 ※清掃時間を活用して実施することも可	
	【下校】	①校門や玄関口等での密集が起こらないよう注意する。 ②友達や一般の人と十分な身体的距離を確保できない場合はマスクを着用する。但し、暑さで息苦しいと感じた時は一時的にマスクをはずす。		
	家庭	【家に帰ったら】	①家に帰ったら、すぐに30秒程度かけ水と石けんで丁寧に手を洗う。 ※タオルやハンカチは共用しない。 ②人混みの多い場所に行った後は、できるだけ早く着替えたりシャワーを浴びたりすることを心がける。 ③高齢者や持病のある人など重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重に行う。 ④不要不急な外出を控える。	
	その他	【連絡体制】	①感染防止について不安や悩み・相談など⇒市教育委員会(840-8165)、糸満中学校(994-2030) ②発熱・風邪症状など⇒沖縄県南部保健所「帰国者・接触者相談センター」(889-6591) ③発熱・風邪症状など⇒新型コロナウイルス感染症相談窓口(コールセンター)(866-2129) ④学校のホームページやメーリングサービス等を活用した情報発信 ※学校のメーリングサービス未登録の場合は早急に登録をお願いします。	
【考えてみよう】		【あてはまる文字(ひらがな)は?】 「○○どう○○」 「ゆ○○ーる」	【私ができること】 「私を支えていきたい」 自分も <input type="text"/> も大切にしていきたい	【私ほしません】 人を傷つける <input type="text"/> をしない 不確かな情報を <input type="text"/> しない
【参考】 ○「教保第668号令和2年7月10日」 学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応について(令和2年7月10日時点) (第16報-②) 別紙 学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応(フロー図)(令和2年7月10日時点) ○「厚生労働省(健康第0612第1号令和2年6月12日) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の入院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」 ○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver.3) ○小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知) 2文教科第700号 令和2年8月6日 ○県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年7月21日版) ○県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策について 教保第776号 令和2年8月3日 ○県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策 別紙1-1 ○県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策(保健体育・運動部活動) 別紙1-2				